

第7区

浜松市・区選挙管理委員会から「選挙」のお知らせ 保存版

投票日 10月27日(日) 投票時間は、午前7時から午後8時まで
(ただし、天竜区は午前7時から午後6時まで)衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

ご案内(お願い)

この広報紙は、

衆議院小選挙区選出議員選挙

静岡県 第7区 の区域に配布しています。

万一、小選挙区第7区の区域以外に配布された場合には、
お手数ですが、お住まいの区選挙管理委員会事務局まで
ご連絡ください。(連絡先は、右下欄をご覧ください。)

選挙(審査)公報は新聞折込みで

【折込みする新聞】(次の7紙・50音順)

お届けします!!

朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

【折込み予定日】 10月23日(水)の朝刊

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。

住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメール等にてお住まいの区選挙

管理委員会事務局までご連絡ください。

なお、選挙(審査)公報は新聞折込みのほかに、行政センター、支所、協働センター
などにも10月24日(木)以降ご用意しています。

選挙(審査)公報は、県選挙管理委員会ホームページへ掲載される予定です。

選挙の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、衆議院議員総選挙についての情報を浜松市公式ホ

ームページに掲載しています。

投票日当日には投票・開票の状況もお知らせします。

ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/senkan/2024shugi/top.html>)は

次の方法でご覧いただけます。

①インターネットで 浜松市 衆議院議員選挙

と検索する。

②右の二次元コードを読み込む。



ホームページ

有権者の皆様
へのお願い基本的感染対策として、アルコール手指消毒や来場前後の手洗い
及び咳エチケットにご協力ください。

投票所では、お持ちいただいた鉛筆を使用することができます。

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区

選挙区	対象区域
静岡県 第7区	(1) 中央区のうち神久呂地区、入野地区、 伊佐見地区、和地地区、篠原地区、 庄内地区、舞阪地区、雄踏地区及び 三方原地区の区域
	(2) 浜名区の全区域
	(3) 天竜区の全区域

前回の選挙から
選挙区が変更された区域

区域(町)	変更後
花川町、西丘町	静岡県第7区 →静岡県第8区へ
可美地区 ※若林町、東若林町、 増楽町、高塚町	静岡県第7区 →静岡県第8区へ
春野町全区域	静岡県第3区 →静岡県第7区へ

静岡県第8区

中央区のうち神久呂地区、
入野地区、伊佐見地区、
和地地区、篠原地区、
庄内地区、舞阪地区、
雄踏地区及び三方原地区を
除いた区域

【選挙についてのお問い合わせは、お住まいの市・区選挙管理委員会へ】

※市外局番はすべて1053です。

中央区選挙管理委員会 TEL 457-2525 FAX 457-2776

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 Mail: c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp
※期日前投票のお問い合わせは TEL 457-2133、不在者投票のお問い合わせは TEL 597-1139へ

浜名区選挙管理委員会 TEL 585-1141 FAX 587-3127

〒434-8550 浜松市浜名区員布祿 3000 Mail: hn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

天竜区選挙管理委員会 TEL 922-0011 FAX 922-0049

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 Mail: tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市選挙管理委員会 TEL 457-2521 FAX 457-2236

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 Mail: senkan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

この一票 未来を創る 夢の種

— 明るい選挙啓発標語特選作品 —

投票ができる人は

次の①～③の条件をすべて満たし、
選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

- ①日本国民
- ②平成18年10月28日以前に生まれた人
- ③令和6年7月14日以前から浜松市の住民基本台帳に記録
(住民票が作成された日から引き続き3か月以上) がある人



※さらに、最近住所変更をした人は、
次のことに注意してください。

住所が変わるとどうなるの？

●市内転居した人は？

- ①令和6年10月4日までに届出……転居後の投票所で投票できます。
- ②令和6年10月5日以降に届出……転居前の投票所で投票できます。

●市外から転入した人は？

- ①令和6年7月14日までに届出……投票できます。
- ②令和6年7月15日以降に届出……浜松市では投票できません。

●市外へ転出した人は？

浜松市の選挙人名簿に登録されている人で、新住所の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間は、浜松市で投票できます。
(転出日から4か月を経過すると投票できません。)

投票日に投票所へ行けない人は、 期日前・不在者投票をしましょう！

●期日前投票

投票日に、次の理由に該当すると見込まれる人は、その見込まれる旨の宣誓書を提出して期日前投票をすることができます。なお、宣誓書は期日前投票所にあります。

【理由】

- ①仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
- ②旅行やレジャーなど何らかの用事で投票区の区域外にいる人
- ③妊娠や病気などの理由で投票日に投票所へ行けない人
- ④浜松市の選挙人名簿に登録されていて、他の市区町村に住所を移して
住んでいる人
- ⑤天災または悪天候により投票所に到達することが困難な人

【注意事項】

- ・投票所入場整理券が届いている場合は、お持ちください。
- ・印鑑は不要です。

●不在者投票

次に該当する人は、滞在地などに投票用紙などを取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会や指定施設の管理者のもとで投票することができます。

- ・期日前投票の理由①～⑥に該当し、他の市区町村の選挙管理委員会で投票する人
- ・指定された病院や老人ホームなどで投票する人
(入院・入所している施設または選挙管理委員会にご確認ください。)

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票日の
前日までに郵便でお届けします。

1枚に4人分までの名前が連記
されているハガキとなります。
ご自分の名前が記載されている
券を切りはなして、
投票所へお持ちください。

**投票所入場整理券が
なくても大丈夫です！**
投票所入場整理券が届かない
場合や紛失した場合でも、選挙人
名簿に登録されている人は投票
できます。
投票所の係員にお申し出くだ
さい。

「投票区」欄

あなたの投票区の番号です。

「投票所」欄

あなたが投票日に投票することが
できる投票所の名称です。

投票時間をご確認ください

投票区番号をご確認ください

一人分

交付	投票区	00000	氏名	浜松 花子	原籍	
名簿	00-00	0	投票所	〇〇小学校	投票所をご確認ください	

投票順序と投票用紙の色

投票所では、受付した後、投票用紙を受け取り、次の順
で投票してください。
※②、③の投票用紙は、①の投票後に同時交付します。

選挙・審査	投票用紙の色	記載方法等
① 小選挙区選挙	あざき色	候補者の氏名を記載
② 比例代表選挙	ピンク色	政党等の名称または略称を記載
③ 最高裁判所裁判官 国民審査	うぐいす色	やめさせたい裁判官に×印を記載 そうでない人には何も書かないでください

その他の投票方法

●代理投票

心身の故障等により、ご自分で投票用紙に候補者の氏名等を記載できない
人は、係員が代わって記入します。投票所で係員に申し出てください。

●点字投票

目が不自由で、点字ができる人は、点字投票ができます。
投票所で係員に申し出てください。

●郵便等投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証の交付を受けている
人で、一定の条件を満たす人は郵便等による不在者投票ができます。
また、上肢または視覚の障がい程度が、身体障害者手帳1級または戦傷病者
手帳特別項症から第2項症までに該当する人は、代理記載での投票もできます。
(投票用紙の請求期限は10月23日(水)まで)
郵便等による不在者投票をするためには、郵便等投票証明書が必要です。
この証明書の発行には、日数がかかる場合がありますので、
お早めにお住まいの区選挙管理委員会まで手帳等を添えて申請してください。

期日前投票所一覧

期日前投票をするときは、投票所入場整理券の行政区をご確認ください。期日前投票は行政区ごとです。
お住まいの行政区内の期日前投票所であれば、どこでも期日前投票をすることができます。

※26日は混雑が予想されます。

行政区	期日前投票所の場所(所在地)	開設期間											開設時間
		10/16(火)	17(水)	18(金)	19(土)	20日	21(月)	22(火)	23(水)	24(木)	25(金)	26(土)	
中央区	浜松市役所 101会議室(中央区元城町103番地の2)					10/16~10/26							8:30~20:00
	東行政センター 1階市民ホール(中央区流通元町20番3号)					10/16~10/26							8:30~20:00
	西行政センター 1階市民ホール(中央区雄略一丁目31番1号)					10/16~10/26							8:30~20:00
	南行政センター 1階市民ホール(中央区江之島町600番地の1)					10/16~10/26							8:30~20:00
	中央土木整備事務所(三方原)(中央区東三方町115番地の4)			10/18~10/20									9:00~20:00
	ザサンティ浜松 中央館5階交流ロビー(中央区鍛冶町100番地の1) ザサンティ浜松立休駐車場は 有料となります。					10/19~10/23							10:00~20:00
	北部協働センター 1階ホール(中央区葵東一丁目15番1号)							10/22~10/26					9:00~20:00
	可美協働センター ホール(中央区増楽町1723番地の1)								10/23~10/24				9:00~20:00
浜名区	浜名区役所 なゆた・浜北1階市民プラザ(浜名区貴布祢3000番地)					10/16~10/26							8:30~20:00
	北行政センター 1階多目的室(浜名区細江町気賀305番地)					10/16~10/26							8:30~20:00
	フレックウォーク浜北 1階モールゾーン北側(浜名区貴布祢1200番地)			10/18~10/20									10:00~20:00
	引佐支所 2階会議室1・2(浜名区引佐町井伊谷616番地の5)							10/20~10/26					9:00~20:00
	三ヶ日支所 1階保健指導室(浜名区三ヶ日町三ヶ日500番地の1)							10/20~10/26					9:00~20:00
	新都市市民サービスセンター 1階会議室(浜名区新都市三丁目13番1号)							10/20~10/26					9:00~20:00
天竜区	天竜区役所 1階市民ホール(天竜区二俣町二俣481番地)					10/16~10/26							8:30~20:00
	春野支所 1階防災対策室(天竜区春野町宮川1467番地の2)							10/19~10/26					9:00~20:00
	佐久間支所 2階会議室(天竜区佐久間町中部18番地の11)							10/19~10/26					9:00~20:00
	水窪支所 1階会議室A(天竜区水窪町奥嶺家2980番地の1)							10/19~10/26					9:00~20:00

浜松市・区選挙管理委員会から「選挙」のお知らせ 保存版

第8区

投票日 10月27日(日) 投票時間は、午前7時から午後8時まで

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

ご案内(お願い)

この広報紙は、

衆議院小選挙区選出議員選挙

静岡県 第8区 の区域に配布しています。

万一、小選挙区第8区の区域以外に配布された場合には、
お手数ですが、お住まいの区選挙管理委員会事務局まで
ご連絡ください。(連絡先は、右下欄をご覧ください。)

選挙(審査)公報は新聞折込みで

【折込みする新聞】(次の7紙・50音順)

お届けします!!

朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

【折込み予定日】 10月23日(水)の朝刊

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。

住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメールにてお住まいの区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

なお、選挙(審査)公報は新聞折込みのほかに、行政センター、支所、協働センターなどにも10月24日(木)以降ご用意しています。

選挙(審査)公報は、県選挙管理委員会ホームページへ掲載される予定です。

選挙の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、衆議院議員総選挙についての情報を浜松市公式ホームページに掲載しています。

投票日当日には投票・開票の状況もお知らせします。

ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/senkan/2024shugi/top.html>)は次の方法でご覧いただけます。

①インターネットで 浜松市 衆議院議員選挙 と検索する。

②右の二次元コードを読み込む。



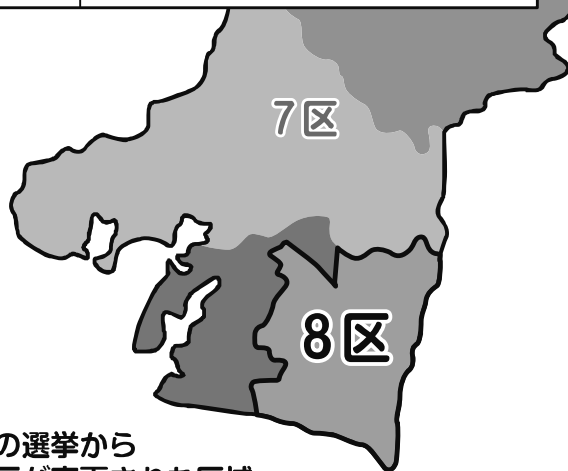
ホームページ

有権者の皆様
へのお願い

基本的感染対策として、アルコール手指消毒や来場前後の手洗い
及び咳エチケットにご協力ください。
投票所では、お持ちいただいた鉛筆を使用することができます。

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区

選挙区	対象区域
静岡県 第8区	中央区のうち神久呂地区、入野地区、 伊佐見地区、和地地区、篠原地区、 庄内地区、舞阪地区、雄踏地区及び 三方原地区を除いた区域



前回の選挙から 選挙区が変更された区域

区域(町)	変更後
花川町、西丘町	静岡県第7区 →静岡県第8区へ
可美地区 ※若林町、東若林町、 増楽町、高塚町	静岡県第7区 →静岡県第8区へ
春野町全区域	静岡県第3区 →静岡県第7区へ

静岡県第7区

- (1) 中央区のうち神久呂地区、入野地区、伊佐見地区、和地地区、篠原地区、庄内地区、舞阪地区、雄踏地区及び三方原地区の区域
- (2) 浜名区の全区域
- (3) 天竜区の全区域

【選挙についてのお問い合わせは、お住まいの市・区選挙管理委員会へ】

※市外局番はすべて1053です。

中央区選挙管理委員会 TEL 457-2525 FAX 457-2776

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 Mail: c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp
※期日前・不在者投票のお問い合わせは TEL 457-2133

浜名区選挙管理委員会 TEL 585-1141 FAX 587-3127

〒434-8550 浜松市浜名区員布祿 3000 Mail: hn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

天竜区選挙管理委員会 TEL 922-0011 FAX 922-0049

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 Mail: tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市選挙管理委員会 TEL 457-2521 FAX 457-2236

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 Mail: senkan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

この一票 未来を創る 夢の種

— 明るい選挙啓発標語特選作品 —

投票ができる人は

次の①～③の条件をすべて満たし、
選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

- ①日本国民
- ②平成18年10月28日以前に生まれた人
- ③令和6年7月14日以前から浜松市の住民基本台帳に記録
(住民票が作成された日から引き続き3か月以上) がある人



※さらに、最近住所変更をした人は、
次のことに注意してください。

住所が変わるとどうなるの？

●市内転居した人は？

- ①令和6年10月4日までに届出……転居後の投票所で投票できます。
- ②令和6年10月5日以降に届出……転居前の投票所で投票できます。

●市外から転入した人は？

- ①令和6年7月14日までに届出……投票できます。
- ②令和6年7月15日以降に届出……浜松市では投票できません。

●市外へ転出した人は？

浜松市の選挙人名簿に登録されている人で、新住所の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間は、浜松市で投票できます。
(転出日から4か月を経過すると投票できません。)

投票日に投票所へ行けない人は、 期日前・不在者投票をしましょう！

●期日前投票

投票日に、次の理由に該当すると見込まれる人は、その見込まれる旨の宣誓書を提出して期日前投票をすることができます。なお、宣誓書は期日前投票所にあります。

【理由】

- ①仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
- ②旅行やレジャーなど何らかの用事で投票区の区域外にいる人
- ③妊娠や病気などの理由で投票日に投票所へ行けない人
- ④浜松市の選挙人名簿に登録されていて、他の市区町村に住所を移して
住んでいる人
- ⑤天災または悪天候により投票所に到達することが困難な人

【注意事項】

- ・投票所入場整理券が届いている場合は、お持ちください。
- ・印鑑は不要です。

●不在者投票

次に該当する人は、滞在地などに投票用紙などを取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会や指定施設の管理者のもとで投票することができます。

- ・期日前投票の理由①～⑥に該当し、他の市区町村の選挙管理委員会で投票する人
- ・指定された病院や老人ホームなどで投票する人
(入院・入所している施設または選挙管理委員会にご確認ください。)

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票日の
前日までに郵便でお届けします。

1枚に4人分までの名前が連記
されているハガキとなります。
ご自分の名前が記載されている
券を切りはなして、
投票所へお持ちください。

**投票所入場整理券が
なくても大丈夫です！**
投票所入場整理券が届かない
場合や紛失した場合でも、選挙人
名簿に登録されている人は投票
できます。
投票所の係員にお申し出くだ
さい。

「投票区」欄

あなたの投票区の番号です。

「投票所」欄

あなたが投票日に投票することが
できる投票所の名称です。

交付	投票区	00000	氏名	浜松 花子	原籍	
名簿	00-00	0	投票所	〇〇小学校	投票所をご確認ください	

投票順序と投票用紙の色

投票所では、受付した後、投票用紙を受け取り、次の順
で投票してください。
※②、③の投票用紙は、①の投票後に同時交付します。

選挙・審査	投票用紙の色	記載方法等
① 小選挙区選挙	あざき色	候補者の氏名を記載
② 比例代表選挙	ピンク色	政党等の名称または略称を記載
③ 最高裁判所裁判官 国民審査	うぐいす色	やめさせたい裁判官に×印を記載 そうでない人には何も書かないでください

その他の投票方法

●代理投票

心身の故障等により、ご自分で投票用紙に候補者の氏名等を記載できない
人は、係員が代わって記入します。投票所で係員に申し出てください。

●点字投票

目が不自由で、点字ができる人は、点字投票ができます。
投票所で係員に申し出てください。

●郵便等投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証の交付を受けている
人で、一定の条件を満たす人は郵便等による不在者投票ができます。
また、上肢または視覚の障がい程度が、身体障害者手帳1級または戦傷病者
手帳特別項症から第2項症までに該当する人は、代理記載での投票もできます。
(投票用紙の請求期限は10月23日(水)まで)
郵便等による不在者投票をするためには、郵便等投票証明書が必要です。
この証明書の発行には、日数がかかる場合がありますので、
お早めにお住まいの区選挙管理委員会まで手帳等を添えて申請してください。

期日前投票所一覧

期日前投票をするときは、投票所入場整理券の行政区をご確認ください。期日前投票は行政区ごとです。
お住まいの行政区内の期日前投票所であれば、どこでも期日前投票をすることができます。

※26日は混雑が予想されます。

行政区	期日前投票所の場所(所在地)	開設期間											開設時間
		10/16(火)	17(水)	18(金)	19(土)	20日	21(月)	22(火)	23(水)	24(木)	25(金)	26(土)	
中央区	浜松市役所 101会議室(中央区元城町103番地の2)					10/16~10/26							8:30~20:00
	東行政センター 1階市民ホール(中央区流通元町20番3号)					10/16~10/26							8:30~20:00
	西行政センター 1階市民ホール(中央区雄略一丁目31番1号)					10/16~10/26							8:30~20:00
	南行政センター 1階市民ホール(中央区江之島町600番地の1)					10/16~10/26							8:30~20:00
	中央土木整備事務所(三方原)(中央区東三方町115番地の4)			10/18~10/20									9:00~20:00
	ザサンティ浜松 中央館5階交流ロビー(中央区鍛冶町100番地の1) ザサンティ浜松立休駐車場は 有料となります。					10/19~10/23							10:00~20:00
	北部協働センター 1階ホール(中央区葵東一丁目15番1号)							10/22~10/26					9:00~20:00
	可美協働センター ホール(中央区増楽町1723番地の1)								10/23~10/24				9:00~20:00
浜名区	浜名区役所 なゆた・浜北1階市民プラザ(浜名区貴布祢3000番地)					10/16~10/26							8:30~20:00
	北行政センター 1階多目的室(浜名区細江町気賀305番地)					10/16~10/26							8:30~20:00
	フレックウォーク浜北 1階モールゾーン北側(浜名区貴布祢1200番地)			10/18~10/20									10:00~20:00
	引佐支所 2階会議室1・2(浜名区引佐町井伊谷616番地の5)							10/20~10/26					9:00~20:00
	三ヶ日支所 1階保健指導室(浜名区三ヶ日町三ヶ日500番地の1)							10/20~10/26					9:00~20:00
	新都市市民サービスセンター 1階会議室(浜名区新都市三丁目13番1号)							10/20~10/26					9:00~20:00
天竜区	天竜区役所 1階市民ホール(天竜区二俣町二俣481番地)					10/16~10/26							8:30~20:00
	春野支所 1階防災対策室(天竜区春野町宮川1467番地の2)							10/19~10/26					9:00~20:00
	佐久間支所 2階会議室(天竜区佐久間町中部18番地の11)							10/19~10/26					9:00~20:00
	水窪支所 1階会議室A(天竜区水窪町奥嶺家2980番地の1)							10/19~10/26					9:00~20:00